



春日部市議会議員 佐藤 一

はじめ さとう — 後援会だより

絆をつないで、
KIZUNA 活力ある、
魅力ある春日部に

後援会内部資料
第28号 発行
平成27年7月吉日
さとう — 後援会
会長 佐藤松夫
春日部市小淵 1912
Tel/fax
048-761-7753

平成27年6月議会報告 (主な議案について報告致します。)

1、春日部市いじめ防止条例の制定について

- 国において、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行された。この法律の内容・趣旨に基づき「春日部市いじめ防止条例」を制定するもの。いじめ防止等のための対策を推進するため、市、学校、保護者の責務及び児童生徒、地域住民等の役割を明らかにすると共に、いじめ防止に関する基本となる事項を定める。組織として①春日部市いじめ問題対策協議会②春日部市いじめ問題対策調査委員会③春日部市いじめ問題再調査委員会を立ち上げる。

2、春日部市税条例の一部改正について

- 平成27年度税制改正に基づいて、市税条例の一部を改正するもの。主なものとして「旧3級品の製造たばこの税率が見直しされるもの。平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階で税率を引き上げると共に手持ち品課税を実施する。旧3級品とは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの国産6銘柄。

3、春日部市介護保険条例の一部改正について

- 介護保険法の改正により、平成27年4月から公費を投入して低所得者の保険料軽減を行うもの。所得段階第1段階（生活保護の被保護者（被保護者とは、生活保護で保護をするべきである人のうち、実際に保護を受けている人の事）、老齢福祉年金受給の非課税世帯、世帯全体が住民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下）の保険料が27、300円から24、570円に2、730円減額される。

4、和解について

- 平成22年4月24日に東中学校において、校舎及び体育館等の窓ガラス177枚が破損された。加害少年の両親あてに平成23年4月19日付けで損害賠償を請求し、協議を行ってきた。今回、両親は市に対し和解金として200万円を平成27年8月31日までに支払うことで解決となる。その為に議会の議決を求めるもの。

5、裁判上の和解について

- 旧庄和町が町民用グラウンドとして原告から貸借していた土地及び原告が所有していた庄和総合公園区域内の土地について、平成27年2月3日に東京地方裁判所から和解勧告がなされ、訴訟に関連する全ての事項について合意に至ったことに伴い、和解金等を支払う必要がある為、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。被告の春日部市としては和解金1000万円を支払うことで和解となる。

※ 6月議会内容は、専決処分4件、条例の制定1件、条例に一部改正2件、契約の締結2件、和解2件、補正予算3件、合計14について慎重審議し可決したほか、人事案件2件を同意して閉会致しました。

一般質問について

6月議会では、2点について質問を致しました。概略を紹介します。

1点目 「春日部市の「空き家対策」について」

今全国的に空き家の問題が大きな課題となっている。国においては、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が、基本方針と共に5月26日に全面施行されました。春日部市内の空き家に係る今までの取り組みについて。今後の空き家対策に係る取り組みについて質問を致しました。市の答弁として、これまでの対応は、「管理不全空き家対策要領」に基づき所有者等に改善指導等を行ってきた。今回施行された「空家法」では、空き家対策計画を策定し、立ち入り調査や資産税情報の内部利用を可能となり、著しく保安上危険、衛生上有害な「特定空き家等」に対する指導・助言・勧告・命令さらには行政代執行による強制執行を可能としている。今後、「データベースの整備」「空家等対策計画の策定」「協議会の設置やこの協議会を設置するための設置条例の制定」空家等を資源として活用するための「利活用の促進」などを、全庁的な部局連携を図りながら取り組んでまいります。



要望：空き家問題の解消は、第一義的には空き家等の所有者等が自らの責任により、的確に対応することであり、法律の市民への周知を、お願いします。空き家等については、春日部市としても独自の活用方法を、作り出していくことを要望致しました。

※ 市としての「空き家対策」は始まったばかりであり、取り組むべき課題が多くあります。今後も一般質問等でしっかりと対応してまいります。

2点目 春日部市の「いじめ問題対策」について

国において、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行された。いじめ防止条例及び基本方針の意義について。重大事態を引き起こさないために、どのように取り組んでいくのか。6つの取り組みである「道徳教育」「教職員の指導力の向上」「いじめに対する相談体制の充実」「家庭、地域、関係機関・団体との連携」「いじめを許さない気運の醸成」「ネットいじめ」について質問を致しました。

市の答弁として、いじめ対策推進法では地方公共団体の実情に合わせ、条例の制定や方針の策定は努力義務となっている。春日部市としては、いじめの根絶へ向けて積極的に取り組んでいくために条例等を整備し、方針を定め市全体でそれぞれの役割を明らかにしていく。



重大事態を引き起こさない為の取り組みとして、「道徳教育の充実」「教職員の指導力の向上」「相談体制の充実」「家庭、地域、関係機関・団体との連携」

「いじめを許さない気運の醸成」「ネットいじめへの対応」を進めていく。春日部の教育活動の基本である「春日部メソッド」を生かし、子どもと子ども、教員と子ども、学校と保護者・地域の「伝え合い、思い思いがうれしい教室・うれしい学校」の実現を目指したい。子ども達の心に届く「思い合いの教育」をさらに進めてまいります。

所感：「春日部市いじめ防止条例」の上程と共に、「いじめ問題」の一般質問を行った。この条例は天津中3の事件等の反省をもとにたち上げられて法律が基です。しっかりと見守っていきます。



これからも、「さとう^{はしめ}」は、市民の皆様の為に頑張ります!!

公式ホームページ <http://satouhajime.com/>

※ ブログ・facebookページもあります。

